

令和 8 年 6 月 日

(名称) 秋田県地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本県の地域公共交通を取り巻く環境は、自家用車の普及とその後の人口減少により、昭和 44 年をピークに利用者の減少が続き、令和 6 年度はピーク時の約 1/12 となっている。特に、令和 2 年度はコロナ禍の影響によりコロナ禍前の令和元年度から 2 割程度利用者が減っている。一方で、近年では高齢者の運転による重大な交通事故の増加を契機として、免許返納をした高齢者の生活の足の確保が求められている。

こうした中、県内では地域の実情に即した効率的な路線の再編を進めているが、生活圏は広域化しており、住民の移動需要を満足するためには、幹線的路線の維持・確保が重要であり、国、地方公共団体、事業者、地域住民が一体となってこれを支えていく必要がある。

今回、地域公共交通確保維持事業の対象とした 17 路線は、県内における広域的・幹線的路線であり、地域の住民にとって通勤、小・中・高等学校への通学、通院や買い物など生活をする上で欠くことのできない路線となっており、引き続き維持・確保に努めるとともに、支線的なバス路線や鉄道等との接続により、利便性の高い公共交通網を構築することとする。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

対象系統の収支率について、令和 7 補助年度より 1%改善する。

(2) 事業の効果

地域公共交通の利用促進につながる取組や利便性の向上、効率的な運行にバス事業者とともに取り組むことにより、輸送人員を維持してバス事業者の運送収入の確保と経常収支率の改善を図ることで、地域住民の生活の足の維持・確保につながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

①割引き乗車券の利用拡大（事業者、沿線自治体） ②ＩＣＴ技術の導入等によるサービス向上（事業者、協議会） ③モビリティマネジメント等の推進（事業者、沿線自治体） ④観光需要の取り込み（事業者、沿線自治体） ⑤貨物事業者との協働による貨客混載の実施（事業者） ⑥運行ダイヤの見直しや路線再編の検討（事業者、沿線自治体）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運行予定者
運行系統の概要については、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める 「表１」を添付。 また、運行予定者は、公募に応じたバス事業者を選定。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「表２」を添付。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
・秋北バス株式会社（以下「秋北バス」という。） ・秋田中央交通株式会社（以下「秋田中央交通」という。） ・羽後交通株式会社（以下「羽後交通」という。） ・秋田中央トランスポート株式会社（以下「秋田中央トランスポート」という。）
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 <u>【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</u>
該当なし
8. 別表１の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日１日当たりの 運行回数が３回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
9. 別表１の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村 に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>

八郎潟町
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期 及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
別紙のとおり
11. 外客来訪促進計画との整合性 <u>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</u>
該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
該当なし
13. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

17. 協議会の開催状況と主な議論

- ・ 令和8年6月5日 秋田県地域公共交通活性化協議会中央地域部会
 - ・ 令和8年6月8日 秋田県地域公共交通活性化協議会県南・由利地域部会
 - ・ 令和8年6月9日 秋田県地域公共交通活性化協議会県北地域部会
- 各事業者の運行計画及び各系統における利用促進に関する取組等について
-
- ・ 令和8年6月23日 秋田県地域公共交通活性化協議会
- 令和9年度地域公共交通計画（地域公共交通確保維持事業）について

【主な意見】

- ・ バリアフリー化の観点のほか、熊等の鳥獣被害への対応という視点等、地域を取り巻く環境の変化も考慮した計画としていただきたい。（中央地域部会）
- ・ 高齢者にとって利用しやすい公共交通としていただきたい。（中央地域部会）
- ・ 県が支援している公共交通に関する取組について、県として発信していただきたい。（県南地域部会）
- ・
- ・

18. 利用者等の意見の反映状況

バス事業者の運行エリア毎に地域部会を開催し、利用者委員の意見を計画に反映している。また、活性化協議会では、各種団体や学識経験者が委員に加わり、幅広い意見を計画に反映している。

19. 協議会メンバーの構成員（地域部会を含む）

関係都道府県	秋田県
関係市区町村	鹿角市、小坂町、大館市、北秋田市、上小阿仁村、能代市、藤里町、三種町、八峰町 秋田市、男鹿市、潟上市、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村 由利本荘市、にかほ市、大仙市、仙北市、美郷町、横手市、湯沢市、羽後町、東成瀬村
交通事業者・交通施設管理者等	秋田県警察本部交通部交通企画課、秋田県建設部都市計画課、秋田県各地域振興局建設部、能代河川国道事務所、秋田河川国道事務所、湯沢河川国道事務所、公益社団法人秋田県バス協会、一般社団法人秋田県ハイヤー協会、一般社団法人秋田県レンタカー協会、秋北バス株式会社、秋田中央交通株式会社、秋田中央トランスポート株式会社、羽後交通株式会社、NPO法人上小阿仁村移送サービス協会、東日本旅客鉄道株式会社秋田支社、秋田内陸縦貫鉄道株式会社、由利高原鉄道株式会社、秋田県交通運輸産業労働組合協議会
地方運輸局	東北運輸局秋田運輸支局
その他協議会が必要と認める者	一般社団法人秋田県観光連盟、公益財団法人秋田県老人クラブ連合会 秋田県高等学校PTA連合会、社会福祉法人秋田県身体障害者福祉協会 北海学園大学工学部社会環境工学科教授、福島大学経済経営学類経営学コース准教授
20. 令和10、11年の計画について	
令和10年度、令和11年度については、令和9年度事業から、土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略する。	